

被選挙権年齢 18 歳引下げ法案

【公職選挙法・地方自治法の改正】

<立法の背景・趣旨>

選挙権年齢の 18 歳以上への引下げにより、若年者の政治参加が拡大した。

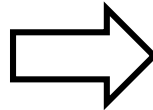
→ 若年者の政治参加を更に拡大する必要がある。

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の被選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げるものとする。

現 行

改 正 法

被選挙権年齢
衆議院議員：25 歳以上
参議院議員：30 歳以上
都道府県議会の議員：25 歳以上
都道府県知事：30 歳以上
市町村議会の議員：25 歳以上
市町村長：25 歳以上



いずれも 18 歳以上

※民法の成年年齢の 18 歳以上への引下げに合わせて施行するため、別に法律で定める日から施行。